

基地局設置の体験談 3

自宅の近くにある駐車場に携帯電話基地局が設置されそうになったAさんから、いのち環境ネットワークへ中止に至る経緯を教えてくださいました。公開することをお許しいただいたので、ご紹介します。皆さんのお役に立てば幸いです。

住民の声に耳を傾けない姿勢

2021年9月、携帯電話事業者の下請け会社が、自宅に基地局設置の説明に来ました。説明には、近隣2軒の住民にも同席をしていただき、一緒に話を聞きました。事業者とのやりとりがあまりにもかみ合わず、困惑と怒りの続いた時間でした。

最近の研究報告や論文を渡し（いのち環境ネットワークのサイトからダウンロード可能）、電磁波と健康リスクに関する研究が様々あることをまず伝えました。そして、「これらの客観的なデータがあることをふまえれば、基地局は一概に安全と言えない。安全というなら、これらの論文や研究の内容を否定できるような根拠を示して、住民を安心させて欲しい」と言いました。

下請け会社は「基地局の電波は弱い」、「電波の強いスカイツリーの周囲でもガンは増えていない。ガン患者数の推移を示した医者データをきちんと知った方がいい」と、およそこちらが主張した主旨を理解していない反論をしてきました。

問題提議の前提条件や論旨に矛盾がない論文の提示や、客観的に統計処理されたデータを根拠に主張している一住民に対して、大変お粗末で失礼な対応であると感じました。

やりとりがお互い感情的になったところで、訪問説明に参加した近所の方が「きちんと不安を取り除く説明をしたら、よろしいのではないのでしょうか？」と間に入ってくれたことで、ひとまずお開きとなりました。下請け会社は、最後に「これらの論文を否定すればいいのですね」、「詳しい人間がおりますので再度説明に上がります」と言って帰って行きました。

設置中止が決定

下請け会社との度重なる交渉の末、2022年1月、「設置中止」の連絡が入りました。今回、事業者との交渉の中で学んだことは、下記の通りです。

事業者は、

- ・電磁波やその害についての関心が日本人はきわめて低く、自ら学んで知識を得ようとせず問題意識をほとんど持たないこと（政府や企業の一方的な情報しか得ない）を熟知している。

- ・法令を遵守しているのだから問題はない、との主張一点張りであること。

- ・健康被害については、予防原則の立場を尊重しないこと。

- ・一個人が人権保障の観点から「電磁波被害」について追求しても、専門家（弁護士等）からの直接の意見ではない限り、全く要領を得ないこと（聞く耳を持たない、または主旨を理解できない）。

- ・企業は、一個人のような弱者に対して、最後は脅しとも取れる態度を取ること。

基地局設置に異を唱える住民が、私ただ一人であったこともあり、複数回に及ぶ電話での先方とのやりとりは、かなりの労力と時間を費やし、ストレスのかかるものでしたが、最終的に中止に至らせたものは、地権者の意向でした。

今、取りあえず安堵はしておりますが、中止に至る経緯の中で本当に業者側の悪辣さを感じましたので、以下、長くなりますがそのやり口について、何かの参考になればと思い、お伝えさせていただきます。

9月、基地局設置について下請け会社の訪問説明を受け、すぐに、私は個人で地権者に電磁波の健康被害などについて話をしに行き、「健康上の問題が心配なので、再検討して欲しい」という希望を「お願い」という形で伝えました。もちろん、土地の所有者のお考えは尊重させていただきますとも付け加えました。その際、地主さんは「わかりました。一人でも反対の人がいればやるつもりはありません」の返事をして下さり、管理会社にその旨を伝えて下さいました。

「これで中止になった」と喜んだのも束の間、10月に入って事業者社側は「Aさんから頂いた資料を拝見し、安全性について問題はないことを説明させて頂くご連絡をさせて頂きました」と下請け会社の担当者（説明会に来た人とは違う、新しい担当）がコンタクトを取ってきました（以後12月まで、この方とのやりとりが数時間にも及びます）。

「総務省、WHOの基準に基づいているので問題はないので設置します」という連絡です。私は、他国の事例を挙げ、日本の基準は納得できない。不安であることを主張しました。しかも、「地主さんは（設置を）止めます、と言っています！」と伝えました。ところが、担当者は「設置は地権者の意向です」と言い続けました。

私は再度地主さんに「設置しない」という意思を確認し、事業者側に改めて伝えました。

ところがどういうわけか、しばらくして「設置後、何らかの人体に対する影響との因果関係が生じた場合は対応させて頂く。その旨を示した書類を送るのでサインをして欲しい」と連絡してきました。

どういうことでしょうか？地主さんはやめると言っているのに、なぜこのような齟齬が生じているのでしょうか？事業者側は「地権者と管理会社で設置の方向に決まっている」と言っていましたので、仲介に入っている（駐車場の）管理会社と事業者側のやりとりも謎です。

事業者側は、こちらが妥協するであろう提案をすることで事の本質をごまかし、基地局設置にこぎ着けようとしているとしか思えませんでした。

とりあえず、書面のサインについては、予防原則の考え方や、電磁波で不調をきたす人がいること等を話し、ましてや因果関係などは簡単に証明できないので、そちら側の主張は納得できないと突き返しました。

しかしながらその後、「基地局をたてさせてもらうという、地権者との同意があり、契約している。あなたは、土地の所有者の権利を妨害するのかわ？」などの個人攻撃を目的とした脅しもとれる発言を担当者はしてきました。もちろん「私は地主さんに何の圧力もかけていない。設置についての希望を伝え、お願いしただけだ。私が人の権利を阻害したり妨害していると根拠もないことをあなたは言っているが、それは私を犯罪者扱いしているのと同じだ」と強く言いました。

再び地主さん宅を訪問し、これまでの事業者側とのやりとりの経緯をお伝えしたところ、地主さんは「もう、とっくに中止になったと思っていた。（駐車場の）管理会社さんも来て、『もう無理ですよ』と言って先日帰って行きましたから」とのこと。

企業は、相手がただの一市民と見れば、詭弁を弄し、時にだまし、それとなく妥協をちらつかせながら思った方向に誘導し、相手が根負けするのを狙ってでもいるのでしょうか？

12月に、事業者側と地主さんとの間で、契約の解除ができたようです。今後も、電磁波問題に関して周囲に伝え、私なりに出来ることをやっていきたいと思っています。

最後に

今回、情報提供をいただいたAさんに感謝を申し上げます。なお、Aさんとの交渉の中で、事業者側は、「設置後、何らかの人体に対する影響との因果関係が生じた場合は対応させて頂く。その旨を示した書類を送るのでサインをして欲しい」と提案しています。

これは一見すると良さそうな提案に思えますが、Aさんがおっしゃるように、電磁波による健康問題が電磁波によるものかどうか、因果関係を立証するのは大変困難です。携帯電話基地局周辺の疫学調査で報告された症状は、頭痛や睡眠障害、耳鳴り、動悸などです。これらの症状が現れても、「他に原因があるのでは？」と言われ、因果関係が認められない可能性が高いでしょう。また、事業者がどのような「対応」をするのかも不明です。水俣病も因果関係の立証までに長い時間がかかったことを考えると、簡単にサインするのは危険です。

事業者は、地権者の意向を盾にして設置を強行しようとするかもしれませんが、地権者の同意がなければ設置できません。地権者の意思を確認し、事業者に伝えることも重要です。

これまでに起きた裁判でも、地権者が「予定地周辺に住む23軒が同意すれば設置しても良い」と条件をつけたのに、4軒の同意を得ただけで、「おおむねの合意がとれた」と虚偽の報告をして、設置したケースがあります。この基地局は最終的に、地権者の意向で撤去になっています（拙著『ユビキタス社会と電磁波』緑風出版 p.158-164）。

また、既存の基地局も、賃貸借期間が終了した際に、[契約更新をせずに撤去したケース](#)があります。

文責：いのち環境ネットワーク 加藤やすこ